

●香川県議会議員補欠選挙観音寺市選挙区選挙長告示第1号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、観音寺市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

令和4年8月19日

香川県議会議員補欠選挙観音寺市選挙区選挙長 土 田 貞 志

- 1 日時 令和4年8月25日 午後5時20分
- 2 場所 観音寺市坂本町一丁目 観音寺市働く婦人の家内